岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

## 岩手県規則第10号

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県県税条例施行規則(昭和41年岩手県規則第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次	目次
第1章 総則	第1章 総則
第1節 通則(第1条- <u>第7条</u> )	第1節 通則(第1条- <u>第7条の2</u> )
第2節~第4節 [略]	第2節~第4節 [略]
第2章~附則 [略]	第2章~附則 [略]
(徴税吏員証票等の様式)	(徴税吏員証票等の様式)
第7条 [略]	第7条 [略]
	(県税の収納の事務の委託の基準)
	第7条の2 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条
	の2第1項の規則で定める基準は、次のとおりとする。
	(1) 普通地方公共団体の公金又は電気料、ガス料、電信電話
	料等の収納の事務について実績を有すること。
	(2) 経営状況及び財務状況が良好であること。
	(3) 収納した現金を遅滞なく指定金融機関に払い込むこと
	ができ、かつ、その収納の状況を電磁的記録として正確に記
	録し、県の使用に係る電子計算機と県税の収納の事務を受託
	した者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続し
	た電子情報処理組織を使用する方法により遅滞なく知事に
	必要な報告をすることができる技術的な基礎を有すること。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附目

この規則は、公布の日から施行する。